

# 石川県公報

平成 23 年 5 月 12 日 (木曜日)

号 外

(第 38 号)

## 目 次

### 規 則

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
(水産課) 1

## 規 則

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十号

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年石川県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の二号を加える。

四 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第十三条

第一項前段に規定する認定中小企業者

五 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第十一条第一項前段に規定する促進事業者

第二条第二項第一号中「別表第一」の下に「(第四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。同条を除き、以下同じ。)」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

(貸付金の償還期間等の特例)

第四条の二 第二条第一項第四号に掲げる者に対する別表第一の規定の適用については、別表第一の二の上欄に掲げる別表第一の規定中別表第一の二の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 第二条第一項第五号に掲げる者に対する別表第一の規定の適用については、別表第一の三の上欄に掲げる別表第一の規定中別表第一の三の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第十条に規定する認定事業者に対する別表第一の規定の適用については、別表第一の四の上欄に掲げる別表第一の規定中別表第一の四の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

別表第一 経営等改善資金の部一の項第三欄に次のように加える。

(六) サイドスラスターの設置費用

別表第一 経営等改善資金の部一の項第四欄中「百三十万円」の下に「サイドスラスターを設置する場合にあつては一台につき四百万円」を加え、同部一の項第三欄に次のように加える。

(七) 海水殺菌装置の設置費用

(八) 漁獲物等処理装置の設置費用

(九) 潮流計の設置費用

別表第一 経営等改善資金の部一の項第四欄中「八十万円」を「五百万円」に、「七十万円(沿岸漁業者経営改善促進グループ等の場合にあつては三百万円)」を「五百万円」に改め、「四百万円」の下に「海水殺菌装置を設置する場合にあつては一台につき三百万円、漁獲物等処理装置又は潮流計を設置する場合にあつては一台につき五百万円」

を加え、同部三の項第四欄中「百万円」を「五百万円」に改め、同部四の項第四欄中「漁船用環境高度対応機関」の下に「(プロペラ及びプロペラシャフトを含む。)」を加え、同部七の項第三欄中「投餌」を「投餌」に、「自動給餌機」を「自動給餌機」に、「餌料成分分析機」を「餌料成分分析機」に改め、同部八の項第三欄中(一)を削り、(三)を(一)とし、(四)を(三)とし、(五)を削り、同項第四欄中「、すべり止め」及び「船上便所を設置する場合にあつては、三十万円」を削り、同項第五欄中「第三欄(一)から(四)までについては、及び、同欄(五)については三年以内」を削り、同部九の項第三欄中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)及び(四)を削り、(五)を(三)とし、(六)を(三)とし、(七)を(四)とし、同欄に次のように加える。

(五) 小型漁船緊急連絡装置

別表第一 経営等改善資金の部九の項第四欄中「膨張式救命いかたを購入する場合にあつては五十万円、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎又は消火器」を「救命胴衣又は消火器」に改め、「六十五万円」の下に「、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては百三十万円」を加え、同項第五欄中「第三欄(一)から(六)まで」を「第三欄(一)及び(二)」に、「同欄(七)及び(八)」を「同欄(三)から(五)まで」に改め、同部十の項第三欄(一)及び(三)を削り、同欄四中「設置費用」の下に「(廃止した甲板上の魚槽に代えて設置するものに限る。)」を加え、同欄(四)を同欄(一)とし、同項第四欄中「甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置」及び「甲板上の魚槽を廃し、これに代えて」を削り、同部十五の項を削る。

別表第一の次に次の三表を加える。

別表第一の一(第四条の一関係)

経営等改善資金の部一の項第五欄、同部二の項第五欄、同部三の項第五欄及び同部四の項第五欄	七年以内(据置期間一年以内を含む。)	九年以内(据置期間三年以内を含む。)
経営等改善資金の部五の項第五欄	四年以内(据置期間二年以内を含む。)	五年以内(据置期間三年以内を含む。)
経営等改善資金の部六の項第五欄及び同部七の項第五欄	十年以内(据置期間三年以内を含む。)	十二年以内(据置期間五年以内を含む。)

別表第一の二(第四条の一関係)

経営等改善資金の部一の項第五欄、同部二の項第五欄、同部三の項第五欄及び同部四の項第五欄	七年以内(据置期間一年以内を含む。)	九年以内(据置期間三年以内を含む。)
経営等改善資金の部五の項第五欄	四年以内(据置期間二年以内を含む。)	五年以内(据置期間三年以内を含む。)
経営等改善資金の部六の項第五欄及び同部七の項第五欄	十年以内(据置期間三年以内を含む。)	十二年以内(据置期間五年以内を含む。)

別表第一の三(第四条の一関係)

経営等改善資金の部一の項第五欄、同部二の項第五欄、同部三の項第五欄及び同部四の項第五欄	七年以内(据置期間一年以内を含む。)	九年以内(据置期間一年以内を含む。)
経営等改善資金の部五の項第五欄	四年以内(据置期間二年以内を含む。)	五年以内(据置期間二年以内を含む。)
経営等改善資金の部六の項第五欄及び同部七の項第五欄並びに青年漁業者等養成確保資金の部三の項第五欄	十年以内(据置期間三年以内を含む。)	十二年以内(据置期間三年以内を含む。)

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第一から別表第一の四までの規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする貸付金から適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。